

北広島市と大塚製薬株式会社との健康増進等に向けた

包括連携に関する協定書

北広島市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（札幌支店扱い：以下「乙」という。）は、相互の連携及び協働により、市民の健康増進及び市民サービスの向上に寄与するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の資源を生かし、健康づくり、災害対策等の分野で連携及び協働することにより、市民の健康増進及び市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携及び協働する事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協働する。

- （1）北広島市の健康づくりの推進に関すること。
- （2）北広島市の災害対策に関すること。
- （3）北広島市の健康経営推進に関すること。
- （4）その他市民サービスの向上に関すること。

（意見交換）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、随時協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により知り得た相手方の秘密事項を、第三者に開示若しくは漏えいし、又は本協定の目的以外に利用してはならない。ただし、相手方から事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から本協定の終了の申出がない場合は、本協定の有効期間は、期間満了の翌日から更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し等)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、その都度協議の上、書面により本協定の内容の変更又は解除を行うことができるものとする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年 4月 19日

甲：北海道北広島市中央4丁目2番地1
北広島市
北広島市長 上野正三

乙：北海道札幌市中央区大通西6丁目1番地
富士フイルム札幌ビル
大塚製薬株式会社
札幌支店長 今井慎也